

## アメリカ刑事法の調査研究 (169)

米 国 刑 事 法 研 究 会  
(代表 堤 和 通)\*

### Buck v. Davis, 580 U.S. \_\_\_\_ (2017)

田 中 優 企\*\*

1. COA (上訴適格性認定書) の発付請求に関する合衆国 Court of Appeals の審査方法

2. 州法上, 陪審が死刑を評決するための要件とされている「将来の危険性」と「人種」を結び付ける証言を鑑定人から引き出したり, 同人が作成した鑑定報告書を証拠として提出したりした公判弁護人の弁護活動は「効果のない弁護」に当たる

3. 陪審が死刑相当性を判断する際の要因の一つとして「人種」が考慮されたことは, 連邦民事訴訟規則60条(b)(6)にいう「特段の事情」に当たる

#### 《事実の概要》

1. 1995年, テキサス州裁判所の陪審は, Buck について, 死刑が法定刑に規定されている謀殺罪 (capital murder) で有罪の評決をした。量刑手続で, 陪審は, 二点, 判断を求められた。一点目は, 「将来の危険性」

---

\* 所員・中央大学総合政策学部教授

\*\* 嘱託研究所員・駒澤大学法学部准教授

に関する問いである。当時の州法 (Tex. Code Crim. Ann., Art. 37.071) によれば、陪審が死刑を言い渡すことができるのは、被告人が社会に対する継続的な脅威となるような暴力犯罪を犯す蓋然性があることについて、陪審が全員一致かつ合理的な疑いを容れない程度に認定した場合のみであった (§ 2(b)(1))。二点目は、この認定がなされた場合、減軽事由によれば死刑ではなく終身刑が相当であるか否かという問いである (§ 2(e))。

本件では、主として、一点目が問題になった。州は、複数の証人から、本件犯行の残虐性、自責の念の欠如及び交際相手への日常的な暴力行為に関する証言を得ると共に、Buckの前科・前歴に関する証拠を提出した。

これに対し、公判弁護士(国選)は、Buckの実父及び義理の母から、Buckに暴力的性格があることは全く知らない旨の証言を得ると共に、二人の心理学者に証言を要請した。この内の一人である Dr. Walter Quijano は、裁判長が選任した心理学者で、公判前に Buck と面会して鑑定報告書を作成し、これを弁護士と共有していた。

#### 【鑑定報告書の概要】

- ・ 服役中の行動記録によれば、将来の危険性はないことを示している。
- ・ 将来の危険性を判断する際に7つの統計学的要因を使用し、その一つに「人種」を挙げた。
- ・ 黒人：将来の危険性を高める。暴力犯罪者では黒人が過剰出現している。

公判弁護士は、この鑑定報告書の内容を把握していながら、Quijano に証言を要請し、本件において注目した統計学的要因の説明を求めた。

#### 【証言の概要】

- ・ 一定の要因は、将来の危険性を予測するためのものとして認識されている。
- ・ 本件鑑定報告書もこれに沿っており、人種をその要因とした。
- ・ マイノリティやヒスパニック、黒人は、刑事司法制度で過剰出現している。
- ・ 結論として、Buck に将来の危険性はない。

証人尋問の結果、Quijano の鑑定報告書は証拠として許容された。

反対尋問で、検察官は、Quijano の鑑定報告書について尋問した。検察官は、統計学的要因の内、最初に前科・前歴と年齢について質問した後、性別と人種の役割について質問した。

陪審の評議は2日間行われ、評議では Quijano の鑑定報告書も提供された。陪審は、死刑の評決をした。上訴でも、Buck の有罪と死刑が確認された。

2. 以後の州及び連邦人身保護手続における経緯は、大要、次の通りである。

(1) 1999年：最初の州人身保護令状の発付請求…棄却

弁護人は、「公判弁護人が Quijano から当の証言を引き出したり、同人作成の鑑定報告書を証拠として提出したりしたこと」について主張しなかった（＝州人身保護手続の弁護人の効果のない弁護）。

(2) 2000年：Saldano v. Texas, 530 U.S. 1212 (2020)

本件は、Buck の州人身保護令状の発付請求が係属中に合衆国最高裁に係属したテキサス州の事件である。Saldano は、自身に対する州裁判所の死刑判断は、公判における Quijano の証言（ヒスパニックという出自は将来の危険性を肯定する方向に作用する要因となる）を理由に違法である旨を主張した。

これに対し、州は、この瑕疵を認め、合衆国最高裁にサーシオレイライの申請の認容を要求した。

合衆国最高裁は、州裁判所の判断を破棄して差し戻した。

(3) 2000年：州 Attorney General の Quijano 証言に関する公式表明と対応

Saldano から数日後、州 Attorney General は、公式表明を出し、これに基づく対応をとった。

- ・我が国の刑事司法制度において、考慮要因の一つとして人種を採り上げることは不適切である。
- ・精査した結果、死刑が法定刑に規定されている謀殺事件において、

Quijano が *Saldano* と同様、人種に言及した証言をした事件が8件以上確認された。

- ・この内の6件は *Saldano* と同種の事案であった（その被告人の1人が Buck）。
- ・この6件については、当の事件を担当した弁護人に書簡を送り、州 Attorney General の見解を伝達した。
- ・2002年末までに、州 Attorney General は、当の瑕疵を認め、あらゆる手続上の抗弁を放棄して、6件中5件については再量刑に同意した。

(4) 2002年：二度目の州人身保護令状の発付請求…棄却

弁護人は初めて、Quijano の証言・鑑定報告書に係る公判弁護人の弁護活動は効果のないものであった旨を主張した。この事件の州側代理人は、州 Attorney General ではなく、当の瑕疵を認めなかった。

州 Court of Criminal Appeals は、身柄提出令状濫用の法理（連続請求）を理由に棄却した。

(5) 2004年：連邦人身保護令状の発付請求（合衆国法典タイトル28第2254条）…棄却

弁護人は、Quijano の証言・鑑定報告書に係る公判弁護人の弁護活動は効果のないものであった旨を主張した。

州は、「*Saldano* では手続上の抗弁を放棄したが、*Buck* は異なる。Quijano は、*Saldano* では州側証人として証言したのに対し、*Buck* では Buck 側証人として証言した」と主張した。

Buck は、「手続上の懈怠があっても、合衆国 District Court は審理しなければならない。審理しないことは“miscarriage of justice”になる」と主張した。ここでは、手続懈怠法理における「正当な理由」(cause) と「現実の不利益」(actual prejudice) の主張をしなかった。なぜなら、当時は、*Coleman v. Thompson*, 501 U.S. 722 (1991) により、州人身保護手続の弁護人が公判弁護人の効果のない弁護を主張しなかったことは「正当な理由」に当たらないとされていたからである。

合衆国 District Court は、手続懈怠を理由に、公判弁護人の効果のない

弁護に関する主張は審理できないと判示し棄却した。

合衆国第5巡回区 Court of Appeals も上訴を棄却し、合衆国最高裁もサーシオレイライの申請を棄却した。

(6) 2011年：審理のやり直し (reopen) の申立て…棄却

この時点では、*Coleman* により、連邦人身保護手続において公判弁護人の効果のない弁護に関する主張ができない状況に変化はなかった。

Buck は、大要、次の通り主張した。

- ・ 反対尋問で Quijano に人種と将来の危険性との関係性を尋問したこと及び最終弁論で Quijano の証言に言及したことは平等保障条項及びデュー・プロセス条項に違反する。
- ・ 州が Buck について Quijano の証言に係る他の被告人と異なる対応をしたことは合衆国 District Court の判断を破棄する正当な理由となる。

合衆国第5巡回区 Court of Appeals は申立てを棄却し、合衆国最高裁もサーシオレイライの申請を棄却した。

(7) 2012～2013年：合衆国最高裁による *Coleman* の限定的な修正

2012年、合衆国最高裁は、*Martinez v. Ryan*, 566 U.S. 1 (2012) において、*Coleman* を限定的に修正し、「州人身保護手続の弁護人が『公判弁護人の効果のない弁護』」を主張しないこと (= 州人身保護手続の弁護人の効果のない弁護)」が手続懈怠法理における「正当な理由」に当たる場合があることを認めた。もっとも、*Martinez* はアリゾナ州の事件であったため、この時点では Buck への影響はなかった。

しかし、2013年、合衆国最高裁は、*Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013) において、*Martinez* をテキサス州の事件にも拡大した。

(8) 2013年：三度目の州人身保護令状の発付請求 (*Trevino* の時に係属中) …棄却

3. 2014年1月、Buck は、連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に基づき、先の2254条に基づく連邦人身保護令状の発付請求の審理のやり直しを申し立てた。同条項に基づく審理のやり直しが可能となるのは「特段の事情」(extraordinary circumstances) がある場合のみである。

Buck は、申立ての中で、審理のやり直しを正当化する11の事情を挙げた。

- ・ 公判弁護人は、量刑の中心的争点である暴力性について、人種と結び付ける鑑定人の証言を引き出したり、鑑定報告書を証拠として提出したりした。
- ・ 検察官は、反対尋問で人種と暴力性に関する尋問をし、最終弁論で Quijano の証言に言及した。
- ・ 州は、他の事案では瑕疵を認めたにもかかわらず、本件では瑕疵を認めなかった。
- ・ *Martinez* 及び *Trevino* が本件以前に判断されていたならば、法の変更により、手続懈怠となった主張（公判弁護人の効果のない弁護）について、連邦裁判所が審理することが許された。

これに対し、合衆国 District Court は、次の2点を理由に、本件申立てを棄却した。

- ・ Buck は特段の事情を証明していない。決定的な法の変化それ自体が「特段の事情」に当たるのは稀である。州が再量刑に反対しないと「約束したこと」は重要ではない。なぜなら、Buck は、決定的な点で、州が瑕疵を認めた他の事件と異なる。すなわち、Quijano の証言を最初に引き出したのは公判弁護人であって検察官ではない。人種に言及した証言は「些細なこと」である。Quijano が人種と暴力性との関係を言及したのは、わずか2回にとどまる。
- ・ 仮に「特段の事情」が認められたとしても、Buck の主張は本案を欠いていると思われる。公判弁護人の弁護活動には、Quijano に証言を要請して、陪審が抱いた可能性のある人種に関わる偏見に信任を与えることになった点で瑕疵がある。しかし、Buck は侵害要件の充足を証明していない。本件犯行は残忍なものである。人種に言及した証言は「些細なこと」である。

Buck は、上訴するため、合衆国第5巡回区 Court of Appeals に、COA (the certificate of appealability : 上訴適格性認定書) の発付を請求した。

合衆国第5巡回区 Court of Appeals は、大要、次の通り判示し、発付請求を棄却した。

- ・本件の場合、「特段の事情」は一切なかった。合衆国 District Court の判断と同様、*Martinez* と *Trevino* は「特段の事情」の有無の評価において重要な要素ではない。Buck が挙げた他の諸事情の大半は、手続懈怠となった主張の本案の変形物であり、少なくとも、公判弁護人の効果のない弁護の主張が係属しない限り、注目すべきことではない。
- ・州 Attorney General の公式表明に基づく Buck の主張（州の瑕疵の認容と主張の放棄）も認められない。

Buck は、裁判官全員による審理のやり直しを申し立てたが棄却された（裁判官2名は反対）。合衆国最高裁はサーシオレイライを認容した。

### 《判旨・法廷意見》

原判断破棄・差戻し

ロバーツ首席裁判官執筆の法廷意見（ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール及びケーガン裁判官参加）

1. 州刑事事件の受刑者は、連邦人身保護令状の発付請求を合衆国 District Court によって棄却された場合、無条件の上訴権を有しない。この場合、連邦法によれば、当の受刑者は、最初に、合衆国 Court of Appeals から COA を入手することを求められる（合衆国法典タイトル28第2253条(c)(1)）。COA は、当の受刑者が憲法上の権利が侵害されたことを相当程度に証明した場合にのみ発付される（同条(c)(2)）。

当裁判所がこれまで強調してきたように、COA の審査の内容は、当の本案の評価と同一ではない。COA の審査における唯一の問いは、「まともな法律家 (jurists of reason) であれば、当の憲法上の主張に対する合衆国 District Court の結論に同意できないと思われること」又は「まともな法律家であれば、主張された当の争点がさらに手続を進めるのに十分に値すると結論付けるとと思われること」を、当の受刑者が証明できたか否かのみである。この入口の問いは、当の主張の根拠として提示された事実上の又

は法的根拠を完全な形で検討することなく判断されなければならない。合衆国 Court of Appeals が、最初に当の本案について判断し、その結果に基づいて COA の発付請求の棄却を正当化する形で、COA の審査を回避するのは、事実上、裁判権のないところで上訴について判断するものである。

本件において、合衆国第5巡回区 Court of Appeals の判示に「まともな法律家であれば、Buck の請求が棄却されなければならないということについて争わないと思われる」との適切な一文はあるが、この結論に至ったのは、事実上、当の本案について判断した後であった。

しかし、合衆国第5巡回区 Court of Appeals が判断すべき問いは、Buck が、「特段の事情があることを証明したか否か」や「州が約束を破棄したことが救済を正当化する事由になることを証明したか否か」ではない。これらは、COA の発付請求を審査する合衆国 Court of Appeals が行ってはならない本案についての最終的な判断である。当裁判所が繰り返し判示してきたように、合衆国 Court of Appeals による COA の審査は、入口の問いを判断することに制限され、合衆国 District Court の判断に争いの余地 (debatable) があるか否かのみである。

反対意見は、この確立した法準則を受け入れず、合衆国 Court of Appeals が、ある主張には争いの余地がないと判断した場合、この主張は本案を欠くと必ず結論付けなければならないと主張する。もちろん、合衆国 Court of Appeals が受刑者の主張には争いの余地が一切ないと判断した場合、それは必然的に、受刑者が自己の主張に本案があることを証明していない、ということの意味する。しかし、この逆はそうではない。受刑者が自己の主張に本案があることを最終的に証明していないというのは、論理的には、受刑者が自己の主張には争いの余地があるという一つ前の証明をしていない、ということにはならない。そのため、原判断のように、合衆国 Court of Appeals が、法定された判断手順を入れ替え、最初に本案について判断し、その結果に基づいて COA の発付請求を棄却するのは、COA の審査において、受刑者に非常に重い立証責任を課すことになる。

まともな法律家であれば、皆が、COA の発付が認められて完全な形で

検討されたとしても、受刑者の連邦人身保護令状の発付請求は認容されない、と判断すると思われる場合であっても、当の主張は争いの余地のあるものとなりうる。

2. Buck の COA 発付請求では、2つの問いが提起された。

第一、まともな法律家であれば、Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) (以下、Strickland 基準) に従い、Buck の効果的な弁護を受ける権利は侵害されていないとする合衆国 District Court の判断に争いの余地があると考えるか否か。

第二、まともな法律家であれば、Buck は連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に基づく審理のやり直しのために必要な証明をしていないとする合衆国 District Court の判断に争いの余地があると考えるか否か。

(1) 合衆国憲法第6修正の弁護権は、弁護人の効果的な弁護を受ける権利である。被告人は、当の権利が侵害されたことを主張する場合、当の弁護活動に瑕疵があること(活動要件)及びこの瑕疵によって被告人が不利益を受けたこと(侵害要件)の双方を証明しなければならない。

① 活動要件を充足するのは、弁護活動の瑕疵が極めて重大であるため、当の弁護人が第6修正の保障する弁護人としての役割を果たしていないとされる場合のみである。

本件について、合衆国 District Court は、公判弁護人の弁護活動は能力を備えた者による弁護から逸脱していると判断した。当裁判所はこの判断に同意する。公判弁護人は、Quijano の鑑定報告書は Buck が黒人であるため暴力犯罪を犯しやすい傾向があるとの偏見をもたらすものであったこと、量刑手続の主たる争点は Buck が将来暴力犯罪を犯すか否かであったことを把握していた。にもかかわらず、公判弁護人は、Quijano に証言を要請し、特に人種と将来暴力犯罪を犯す可能性との関係性に関する証言を引き出し、Quijano の鑑定報告書を証拠として提出したのである。

陪審は、将来の危険性を認定しなければ死刑の評決をすることができないことからすると、Quijano の鑑定報告書は、事実上、Buck の皮膚の色は死刑がより相応しい、と言っていることになる。州が人種を理由に被告

人には将来の危険性があると主張する場合には、明白な憲法違反になる。能力を備えた弁護士であれば、そのような証拠を提出することは一切ないと思われる。

② 侵害要件を充足するためには、被告人は、不利益を受けたこと、すなわち、当の弁護活動の瑕疵がなければ、当の手続の結果が異なっと思われ合理的蓋然性があることを証明しなければならない。そのため、合衆国 District Court が判断すべき問いは、Quijano の人種に関する証言がなければ、Buck が将来暴力犯罪を犯す可能性について、少なくとも一人の陪審員が合理的な疑いを抱いたと思われる合理的蓋然性があることを、Buck が証明したか否かとなる。合衆国 District Court は、Buck はこの証明をしていないと結論付けた。当裁判所はこの結論に同意できない。

州は、主に、本件犯行の残虐性と自責の念の欠如を強調して、仮に Quijano が当の証言をしていなかったとしても、陪審は死刑の評決をしたと思われると主張する。しかし、本件の場合、当裁判所は、公判弁護人が能力を備えた者としての弁護を提供していたならば、本件犯行の性質と犯行後の行動を考慮しても、量刑手続の結果が異なっと思われ合理的蓋然性があると考ええる。

Quijano の証言は、量刑手続での重要な争点に関するものであった。

将来の危険性という重要な争点について判断するのは、特異な問いである。陪審員は、Buck の行為に関する過去の事実の有無を判断することではなく、一定の推測を伴わざるを得ない予測的な判断をすることを求められる。本件関係者の全てが同意する通り、本件犯行は残虐な暴力犯罪であった。Buck は再びこのような残虐な暴力犯罪を犯すと思われるか？

Buck の過去の暴力犯罪は、刑務所の外で、恋愛関係のもつれの中で行われたものである。陪審が死刑の評決をしなければ終身刑を言い渡される。終身刑の場合、このような恋愛関係が生じる可能性は一切ない。陪審は、このような変化によって将来の危険性が低下する、と結論付けることも可能であると思われる。

しかし、一点、全く変化しないものがある。それは Buck の皮膚の色で

ある。Quijano によれば、この不変の特性は将来暴力犯罪を犯す蓋然性を高めるものであるとされる。これが確実な統計学に基づく証拠であるとすれば、専門家が示したものである場合、他の証拠がなければ、推測を伴う問いを左右することになる。

また、このような証拠には大きな影響力が伴う。Quijano の証言は、人種に関する強力な固定観念、すなわち、黒人男性には暴力的傾向がある、ということ強調するものであった。これは、陪審の評議における検討の実体と組み合わせることによって最悪の事態をもたらした。Quijano の鑑定報告書は特に有害な性格を持つ人種に関わる偏見に正に合致するものであり、人種それ自体が量刑手続の中心的な問いになったのである。この異常な要因が加わったことによって、人種に基づいて、終身刑か死刑かという選択が行われることになった。

この影響力は、当の証言の出所によって強まった。Quijano は、裁判所の許可の下、医学の専門家として証言をした。陪審は、証言の冒頭、Quijano は、臨床心理学の博士号を取得しており、約70件、法定刑に死刑が規定されている謀殺事件で鑑定を行い、公判裁判官の嘱託（公費）で Buck の鑑定を行ったことを知った。合理的な陪審員であれば、本件の中心的な問いに関わる Quijano の鑑定意見を尊重すると思われる。

以上の理由から、当裁判所は、量刑手続で、人種について何らかの言及をした証拠を提出することは「些細なこと」であったとする合衆国 District Court の結論を受け入れられない。Quijano の証言の内、人種に言及したのはわずか二度（弁護人の主尋問及び検察官の反対尋問）にすぎない。しかし、陪審が、被告人の人種と生か死かという問いとを直結させたことが明白な専門家証言を聞いた場合、この証言の持つ影響力は、この証言が公判でどのくらい行われたのかや、この証言が本件記録中、何頁を占めるのかという方法で測定することはできない。毒素の中には少量で死に至り得るものがある。

州は、犯罪性向を示す証拠として人種や民族を持ち出すことが被告人に不利益をもたらす場合があることを認めた上で、本件の場合、不利益な証

言を引き出したのは検察官ではなく弁護人であったことを強調する。当裁判所はこのような区別に同意できない。弁護人が不利益な証拠を提出した場合、自己に不利益な事実を自ら承認するということの性質上、額面通りに受け取られる可能性が高い。

本件量刑手続における Quijano の証言は「些細なこと」であったとして、その影響力を否定することはできない。

(2) ① 当裁判所はかつて、COA の発付を請求した者は、救済の妨げになっている手続上の判断それ自体について、まともな法律家であれば争いの余地があると考えられること、を証明しなければならず、その証明ができない場合には、当の上訴はさらに手続を進めるのに値しないものとなる、と判示した。

上訴において、Buck が異議を申し立てた連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に関する合衆国 District Court の判断については、裁量権の濫用の有無の審査が行われる。両当事者は、COA に関する問いは、まともな法律家であれば、合衆国 District Court が審理のやり直しを拒否した点に裁量権の濫用があると結論付けるか否かである、ということに同意している。

同規則60条(b)(6)によれば、裁判所は、救済を正当化する他の何らかの事由がある場合に、審理のやり直しをすることができる。同条項は、裁判所に広範な裁量権を付与している。しかし、当裁判所はかつて、同条項に基づく救済が可能なのは「特段の事情」が認められる場合のみであると判示した。裁判所は、特段の事情の有無を判断する際、幅広く種々の要因を考慮することができる。この要因には、当事者に不正義をもたらす危険性及び司法に対する市民の信頼を損なう危険性が含まれる。

本件の諸事情によれば、合衆国 District Court が Buck の申立てを棄却したのは裁量権の濫用に当たる。合衆国 District Court の結論は、主として、人種について何らかの言及をした証拠が量刑手続で果たした役割は「些細なこと」であった、との判断に依拠している。合衆国第5巡回区 Court of Appeals は、当の証拠に一切言及しなかった。しかし、前述の侵害要件に関する当裁判所の判断によれば、Buck は人種も理由に死刑を言

い渡されたことは明らかである。これは、我が国の刑事司法制度の基本的前提を攪乱するような逸脱である。なぜなら、我が国の法では、人は自己が行ったことを理由に処罰されるのであって、自分が何者であるかということが理由ではない。人種という不変の性格を理由に刑罰を科すことは、この指導原理に真っ向から反する。

この基本原理からの逸脱は、人種に関わるものであったため、より一層深刻であった。人種差別は全てにおいて憎むべきものであり、司法においては特に有害である。人種を理由に刑罰を科すことは、司法に対する市民の信頼を歪める。そのため、これは、当の被告人だけでなく、制度としての法、コミュニティ全体及び我が国の裁判手続に反映されている民主主義という理想を害するものである。このような関心はまさに、当裁判所がこれまで連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に基づく救済の根拠として認めてきたものである。

本件に特段の性質があることは、Quijanoの証言への州の対応によって裏付けられる。*Saldano*における州の対応は、*Saldano*が被った不正義を端的に示している。すなわち、陪審が判断する際に重視すべき要因として人種が持ち込まれたことによって、皮膚の色とは関係なしに刑を言い渡される、という憲法上の権利が侵害されたのである。

州 Attorney Generalの公式表明は、我が国の刑事司法制度において、人種を考慮要因の一つとすることが不適切であることを確認したものである。

州が、死刑が法定刑に規定されている謀殺罪で有罪を認定された被告人について量刑の破棄を求めるのは異例である。

どちらの当事者が最初に持ち出したかとは関係なく、*Saldano*など6件全てにおいて、人種は、判断の際に重視すべき要素の一つとして陪審に提示された。当の公式表明は、人種を最初に持ち出したのがいずれであるかに関係なく、全ての事案に等しく適用される。

州は、判断の終局性を確保することの重要性を指摘する。しかし、連邦民事訴訟規則60条(b)全体の目的は、終局性の例外を認めることにある。本

件の場合、州側の終局性の利益を重視する価値は一切ない。州が *Saldano* と同様の事案で瑕疵を認めたことは、事実上、州の市民はこのような瑕疵に基づいて言い渡された死刑を執行する利益を欠くことを認めたものである。

② Buck が2004年に最初の連邦人身保護令状の発付を請求した時点では、*Coleman* により、合衆国 District Court が審理することは禁止されていた。しかし、今日では、州人身保護手続で手続懈怠となった公判弁護人の効果のない弁護に関する主張は、州人身保護手続の弁護人が当の主張をしなかった点で憲法上効果のない弁護となり、かつ、当の主張に一定の根拠がある場合には、連邦裁判所が審査することができる。

この点について、当初、本件当事者共に、本件が審理のやり直しとなった場合には *Martinez* 及び *Trevino* が適用されることを前提にしていた。しかし、州は、⑦ *Martinez* 及び *Trevino* は新たな法準則を宣言した、④ *Teague v. Lane*, 489 U.S. 288 (1989) によれば、本件のような事案には遡及適用されない、という新たな見解を主張する。

これに対し、Buck は、⑦ *Teague* が適用されるのは公判手続を規律する刑事手続上の新たな法準則のみであり、付随手続を規律する連邦人身保護手続上の新たな法準則には適用されない、④州は、*Teague* に基づく主張を放棄した、と反論する。

当裁判所は、*Teague* に基づく主張は放棄されたとの見解に同意する。それゆえ、当裁判所は、*Teague* の適用に関する問いについては判断せずに、*Martinez* 及び *Trevino* が本件に適用されると結論付ける。

(3) 以上の理由により、当裁判所は、Buck が公判弁護人の効果のない弁護があったこと及び連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に基づく救済を得る資格があることの双方を証明したと結論付ける。そのため、合衆国第5巡回区 Court of Appeals が COA の発付を認めなかったのは誤りである。

#### 《トマス裁判官の反対意見（アリトー裁判官参加）》

1. 私は、合衆国 District Court 及び合衆国第5巡回区 Court of Appeals

は、COAの発付請求、公判弁護人の効果のない弁護に関する主張及び連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に基づく審理のやり直しという3つの問いに関する審査基準を正しく適用したものと考える。

(1) COAの審査基準の適用について、法廷意見の原判断に対する批判には誤りがある。COAの発付が認められるのは、合衆国 District Courtの判断について、まともな法律家であれば争いの余地があると考えられるのみである。裁判所がこの問いに答えるためには、申請人の主張の本案について「全般的な評価」をしなければならない。

裁判所は、最終的には発付請求の基礎にある主張は本案を欠くとの結論になるとと思われる場合であっても、当の主張に争いの余地がある限り、COAを発付することができる。しかし、裁判所がCOAの発付申請を棄却するためには、当の主張は本案を欠くと必ず結論付けなければならない。発付請求の申請を審査する裁判所は、最初に発付請求の基礎にある主張は本案を欠くと判断せずに、当の主張は本案を欠くことが明白である（つまり、争いの余地が一切ない）と判断することはできない。

法廷意見が採用する判断手順によれば、あらゆる事案で、合衆国 Court of AppealsがCOAの発付請求を棄却できなくなる。これは、合衆国議会及び当裁判所の先例が明確に否定した結果である。

(2) 法廷意見の Strickland 基準の適用、特に侵害要件の認定には誤りがある。侵害要件の充足が認められるのは、当の弁護活動の瑕疵が正されていたならば、結果が異なる相当程度の可能性があると思われる場合のみである。本件の場合、死刑の言渡しは、Buckに将来の危険性という脅威が認められるという陪審の認定に基づいている。この認定に関わる州の審査基準は、充足するのが難しいものではない。当の犯罪の事実関係のみでも十分認定できる場合がある。また、陪審は、自責の念の欠如を示す証拠から推論することもできる。

法廷意見は、州の審査基準について言及すらせずに、レトリックと推測に依拠して、巧みに侵害要件の充足を認定している。しかし、本件犯行の凶悪さと自責の念の完全な欠如を示す検察官証拠は圧倒的である。そのた

め、Quijanoの「些細な」証言は、Buckに不利益をもたらすようなものではなかった。

(3) この点について、合衆国 District Court の判断に誤りがあるとする法廷意見の結論には誤りがある。法廷意見は、同裁判所の判断については限定的にかつその判断を尊重する形で審査されるとするが、改めて一から審査している。しかし、ここでの問いは、当裁判所が当の諸事情の下で「特段の事情」があるか否かではなく、まともな法律家であれば、合衆国 District Court の判断に争いの余地があるか否かである。

法廷意見の評価の中心にあるのは、人種差別は全ての点で憎むべきものであり、司法においては特に有害であるという認識である。私は、人種に基づく区別は平等保障条項により絶対的に許されないという見解に同意する。しかし、Buckは、平等保障条項に基づく主張をしていない。そのため、法廷意見が平等保障条項の解釈に関する多くの先例を指摘するのは見当違いである。法廷意見は、連邦民事訴訟規則60条(b)(6)の文脈での人種に関する先例を1件も指摘していない。同条項の文脈や歴史において、平等保障条項とは異なり、人種に基づく主張について特別な配慮が求められることを示唆するものは一切ない。

法廷意見は、死刑の相当性を審査する量刑手続で人種を持ち出すことは、我が国の司法制度の十全性に対する市民の信頼を害すると判示する。この判示は、Quijanoの証言が「些細なこと」とする合衆国 District Court の認定と一致しておらず、また、当の証言を引き出したのは公判弁護人であるという事実を無視している。法廷意見が引用した事案では、市民の信頼に対する侵害は州側によるものであった。しかし、公判弁護人が有害な証言を持ち出したり、戦略的に不適切な選択をしたりした場合について同じようには言えない。

法廷意見は、州 Attorney General の公式表明と手続上の抗弁の放棄を指摘する。しかし、Quijanoの証言が関係する事案の内、本件だけが、不利益な証言を引き出した責任が専ら弁護人にあるということが出来る事案である。

法廷意見は、終局性の利益を軽視している。法廷意見によれば、州は、本件と類似の事案で手続上の抗弁を放棄しており、終局性の利益を有効に失ったとされる。しかし、州は、本件で手続上の抗弁を放棄していない。社会全体も終局性の利益を保有している。終局性は、法の抑止効果を促進し、犯罪被害者に心の平穩をもたらし、司法制度に対する市民の信頼を向上させ、有限の公共の資源を保持し、法的な権利及び地位の明確性を確保するものである。

また、法廷意見は、合衆国 District Court が最初の連邦人身保護令状の発付請求を棄却してから本件の申立てをするまでに長期間経過していることを無視している。事後何年も連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に基づく申立てを認めることは、1996年反テロ及び効果的死刑執行法 (the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996) による出訴制限の規定を潜脱することになり、結果、合理的期間内に州裁判所の判断に終局性をもたらすという当の規定の目的を害することになる。

2. 本件は異常な事案である。法廷意見は、本件の事実関係に基づいて Buck を救済することのみ焦点を当てているので、その射程は自ずと限定される。法廷意見は、希少な3つの重要な要素 (㊦本件は死刑事件である、㊧当の証言は、明確に人種に言及しており、Buck が黒人であることを理由に死刑が相当であることを示唆している、㊨州 Attorney General が公式表明を出すと共に手続上の抗弁を放棄した) に収斂される。

## 《解説》

### 1. はじめに

本件は、合衆国 District Court において連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に基づく申立てを棄却された当事者が、合衆国巡回区 Court of Appeals に対して上訴に必要な COA の発付を請求したがこれを棄却されたという事案である<sup>1)</sup>。合衆国最高裁において法廷意見と反対意見が意見を異にしたのは、

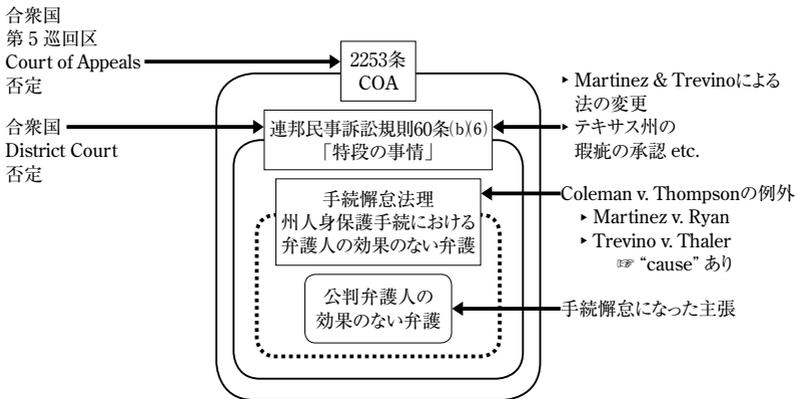
1) 本件について、「英米刑事法研究 (34) アメリカ合衆国最高裁判所2016年10

(1) COAの発付請求に関する合衆国 Court of Appeals の審査方法

(2) 州法上、陪審が死刑を評決するための要件とされている「将来の危険性」と「人種」を結び付ける証言を鑑定人から引き出したり、同人が作成した鑑定報告書を証拠として提出したりした公判弁護人の弁護活動は「効果のない弁護」に当たるか否か

(3) 陪審が死刑相当性を判断する際の要因の一つとして「人種」が考慮されたことは、連邦民事訴訟規則60条(b)(6)にいう「特段の事情」に当たるか否か

の3点である。本稿では、以上の点について、順次解説をする。



出所：筆者作成

## 2. COAの発付請求の審査方法

(1) 州刑事事件の受刑者が連邦人身保護令状の発付を請求したが、合衆国 District Court がこれを棄却した場合、受刑者が合衆国 Court of Appeals に上訴するためには、合衆国 Court of Appeals の裁判官から COA を発付

---

月開延期刑事関係判例概観」比較法学52巻1号（2018年）82頁〔滝谷英幸〕、三和結佳「人種と量刑に関する不適切弁護」常業法学6巻1号（2019年）180頁。

してもらわなければならない(合衆国法典タイトル28第2253条(c)(1))。

なお、本件は、連邦人身保護令状の発付請求ではなく、連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に基づく審理のやり直しの申立てが棄却されたことに対する上訴の事案である。この場合にもCOAの発付が必要か否かについては合衆国 Court of Appeals で意見が一致していないとされる<sup>2)</sup>。もっとも、本件両当事者も合衆国第5巡回区 Court of Appeals も必要とする見解を前提としているため、合衆国最高裁は、この点については判断せずに、必要とする見解に立った。

COAの発付は、単に合衆国 Court of Appeals に上訴を受理して本案について判断してもらうための前提要件であり、COAの発付審査と、連邦人身保護令状の発付請求が認容されるか否かという最終的な本案の判断とは異なるものである。COAの発付を要件とするのは、州裁判所の判断の終局性を確保することに加え、合衆国 Court of Appeals の負担を軽減すること及び同裁判所の審理に値する上訴を識別することにある。他方で、COAの発付審査を過度に厳格なものにすると、受刑者の救済が事実上閉ざされることになるため、COAの発付請求に係る受刑者の立証責任の負担軽減も考慮することが必要であるとされる。

(2) 合衆国法典タイトル28第2253条(c)(2)は、COAの発付が認められるのは「請求人が、憲法上の権利が侵害されたことを相当程度の証明(a substantial showing)をした場合のみ」であるとする。

この審査基準を具体化した合衆国最高裁の先例として、次の2つの判例がある。

○ Slack v. McDaniel, 529 U.S. 473, 484 (2000)

「まともな法律家であれば、当の発付請求について異なる形で解決されるべきものであったか否かについて争いの余地がある(debatable)と判断すると思われること」又は

「まともな法律家であれば、受刑者が提示した当の争点についてさら

2) 法廷意見(Slip opinion, p. 11 n. \*)を参照。

に手続を進めるに値するとするのが相当か否かについて争いの余地があると判断すると思われること」

○ Miller-El v. Cockrell, 537 U.S. 322, 327 (2003)<sup>3)</sup>

「まともな法律家であれば、受刑者の憲法上の主張に対する合衆国 District Court の判断に同意できないと思われること」又は

「まともな法律家であれば、受刑者が提示した当の争点についてさらに手続を進めるに値すると結論付けられると思われること」

また、「相当程度の証明」の意義については、前出の2つの先例が次の通り判示している。

○ Slack v. McDaniel, 529 U.S. 473, 484 (2000)

「まともな法律家であれば、当の憲法上の主張に対する合衆国 District Court の判断に争いの余地がある又は誤りがあると認定されると思われること」

○ Miller-El v. Cockrell, 537 U.S. 322 (2003)

「COA の発付を請求した受刑者は、『根拠が薄弱ではないということ又は単に『誠実』であることを超えるもの』を立証しなければならない。当裁判所は、受刑者に、COA の発付以前の段階で、連邦人身保護令状の発付請求を認容する法律家もいると思われることを証明することまで求めている。事実、COA の発付が認容され、当の主張について完全な審理が行われたとしても、受刑者の主張は認容されることはないという見解にまともな法律家の全てが同意と思われる場合であっても、争いの余地がある主張となり得る。」

また、本件のように、合衆国 District Court が「手続上の根拠」に基づいて連邦人身保護令状の発付請求を棄却した場合の COA の発付請求について、前出 Slack v. McDaniel は、

- ① 「まともな法律家であれば、手続上の争点に対する合衆国 District Court の判断が正しいか否かについて争いの余地があると認定する

---

3) 本事件について、浅香吉幹「判批」ジュリスト1250号（2003年）209頁。

と思われること」及び

- ② 「まともな法律家であれば、憲法上の権利が侵害されたという受刑者の主張が有効であるか否かについて争いの余地があると認定されると思われること」

の双方を請求人が証明しなければならないと判示していた。

(3) 本件において、COAの発付請求の審査方法について、法廷意見は、

- ・COAの発付請求の審査は「入口の問い」であり、「合衆国 District Courtの判断に争いの余地があるか否か」のみを判断すべきである。
- ・合衆国第5巡回区 Court of Appealsは、先に「本案」について判断してから「入口の問い」を否定するという判断順序になっている。
- ・「COAの発付請求をする段階」であることを強調し(法廷意見の原文ではイタリック体)、受刑者の立証責任の負担を考慮すべきである。

などとした上で、合衆国 District Courtの「結論」に誤りがあったとした。これに対し、反対意見は、合衆国法典タイトル28第2253条(c)(2)の規定ぶりや、COAの発付が「形だけ」や「当然」であってはならないとする先例(Miller-El, 537 U.S., 337)、(反対意見いわく)本案の判断をしてCOAの発付請求を棄却したとする先例(前出 Slack v. McDaniel, Weeks v. Angelone, 528 U.S. 225 (2000))を指摘し、「本案」の「全般的な評価」(general assessment)が必要であるとした。

(4) ここでは、合衆国 Court of AppealsがCOAの発付請求の審査において「本案」をどのように扱うべきかが問われている。

法廷意見の判示を見ると、結局のところ、合衆国第5巡回区 Court of Appealsと同様、本案の判断をしているようにもうかがえる。たしかに、反対意見が言うように、COAの発付請求の審査においても本案の「全般的な評価」は避けられないと思われる。

しかし、法廷意見が合衆国 Court of Appealsに求めているのは、本件の諸事情の下、連邦民事訴訟規則60条(b)(6)にいう「特段の事情」があるか否かという本案そのものの判断ではなく、本件の諸事情の評価に基づいて「特段の事情はない」という結論に至ったその判断過程に「争いの余地が

あるか否か」である。これを本件に即して言えば、Quijanoの証言・鑑定報告書などをもって「特段の事情」があるか否かを判断するのではなく、合衆国 District Court が「特段の事情はない」とした結論の前提である、Quijanoの証言・鑑定報告書は「些細なこと」であったと評価した部分について「争いの余地があるか否か」を判断するということになる。これは、法廷意見が、Quijanoの証言・鑑定報告書は「些細なこと」であったとする合衆国 District Court の評価に繰り返し言及しているところからも読み取れよう。

前述の通り、COAの発付はあくまで上訴の前提要件であり、本案そのものを判断する場面ではないところ、法廷意見は、このCOAの発付審査の位置付けを改めて明確にしたものと言えよう。

### 3. 公判弁護人の効果のない弁護

(1) 合衆国憲法第6修正が保障する弁護権は、被告人に、弁護人の助力を受けられることに加え、その助力(弁護活動)が「効果のあるもの(effective)」であることまでも保障する権利(効果的な弁護を受ける権利)であることが合衆国最高裁判所の諸判例<sup>4)</sup>によって確立している。

そして、合衆国最高裁は、Strickland v. Washington<sup>5)</sup>において、当の弁護活動が効果のあるものであったか否かを判断するための基準(以下、Strickland基準)を提示した。この基準によれば、被告人が当の弁護活動が効果のないものであったことを証明するためには、

- ① 当の弁護活動が、弁護人に通常期待される程度という客観的基準を満たしていたか否か(以下、活動要件)

---

4) *E.g.*, Powell v. Alabama, 287 U.S. 45 (1932); Glasser v. United States, 315 U.S. 60 (1942); Cuyler v. Sullivan, 446 U.S. 335 (1980).

5) 本事件について、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』(中央大学出版部、1994年)90頁[椎橋隆幸]、宮城啓子「効果的な弁護を受ける権利」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』(有斐閣、1998年)342頁、岡田悦典「効果的な弁護の保障」樋口範男ほか編『アメリカ法判例百選』(有斐閣、2012年)118頁。

- ② 当の瑕疵ある弁護活動によって、判決に影響を及ぼす程度の不利益を受けたか否か〔具体的には、当の瑕疵ある弁護活動がなければ、当の手続の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性 (reasonable probability) があること〕(以下、侵害要件)

という2つの要件を充足することを証明しなければならない。

(2) 本件では、活動要件を充足することについては法廷意見も反対意見も一致しており、意見を異にしたのは侵害要件の充足の有無についてである。

法廷意見は、「人種」に関する固定観念（黒人男性には暴力的傾向がある）と陪審の評議の実体（評議の密室性）との相乗効果に着目し、専門家の証言・鑑定報告書によって「人種」が持ち出されたことも指摘して、本件における「人種」の持つ大きな影響力に基づく「毒素の中には少量で死に至り得るものがある」との評価を理由に侵害要件の充足を肯定した。

これに対し、反対意見は、「将来の危険性」の認定はそもそも難しいものではないとの見解を前提にした上で、本件犯行の残虐性や自責の念の完全な欠如、痴情や恋愛関係のもつれではないこと、及び、暴力性向があること<sup>6)</sup>を理由に侵害要件の充足を否定した。

(3) 法廷意見が判示する通り、本件では、Quijano の証言・鑑定報告書を持ち出すことがなければ、Buck に将来の危険性があるとの結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性があることが証明されなければならない。法廷意見は、「量刑手続で、人種について何らかの言及をした証拠を提出することは『些細なこと』であったとする合衆国 District Court の結論を受け入れられない」（下線筆者）と判示しており、また、「毒素の中には少量で死に至り得るものがある」とも判示する。

このように「人種」の持つ大きな影響力を強調した場合、人種が持ち出されたことそれ自体をもって、いわばカテゴリー的に侵害要件を充足する

---

6) この点、法廷意見は、本件は痴情や恋愛関係のもつれによるものであり、Buck の暴力性向は DV に限られるとする。

との判断にもなりかねない。換言すれば、人種に関わる偏見をもたらすような弁護活動は一切認めないという強い態度を示したと見ることもできる。そもそも、Strickland 基準（特に侵害要件）は、当事者主義に基づく訴訟手続による結果に対する信頼性の確保を根拠にしている<sup>7)</sup>。

もっとも、法廷意見自身、これまでの先例で踏襲されている侵害要件の判断基準を明示している。たしかに、科刑は被告人の行為に対する反作用を基礎に行われるところ、テキサス州が指摘するように、本件犯行が極めて残虐であるという本件固有の事情がある。しかし、本件では、Buckの将来の危険性の有無が争点となっており、また、この将来の危険性は「一定の推測を伴わざるを得ない予測的な判断」によらなければならない。このような状況において、争点に直結する「黒人男性には暴力的傾向がある」との情報「専門家」によって提示されたため、「当の手続の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性」があったと判断したものと思われる。

Strickland 基準の適用の仕方如何は、刑事事件の弁護活動の在り方に多大な影響を及ぼす。また、上訴や州・連邦人身保護手続における「公判弁護人の効果のない弁護に関する主張」は、有罪を争うための重要な手段にもなっており、州刑事事件における有罪認定及びその後の刑の執行の確保（判断の終局性）にも多大な影響を及ぼすことになる。このように、Strickland 基準の適用には政策的な側面もあるところ、その動向に今後も注視していかなければならない。

#### 4. 連邦民事訴訟規則60条(b)(6)の「特段の事情」

##### (1) 州人身保護手続における弁護人の効果のない弁護と手続懈怠法理

手続懈怠法理により、連邦法上の争点について、州事件の受刑者が州法に従って州裁判所で適時に主張し争わなかった場合、原則として、連邦裁判所が連邦人身保護手続で当の争点を審理することは許されない。しか

---

7) Strickland v. Washington, 466 U.S., 691-696.

し、*Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977)<sup>8)</sup>によれば、受刑者が、①当の争点を適時に主張し争わなかったこと（手続懈怠）に「cause」（正当な理由）があること、及び、②当の争点によって「actual prejudice」（現実に不利益）を被ったことを証明した場合には、連邦裁判所が連邦人身保護手続で当の争点を審理することが許される。

そこで、「州人身保護手続の弁護人の効果のない弁護」が「正当な理由」に当たるかが問われることになるが、*Coleman v. Thompson*, 501 U.S. 722 (1991) はこれを否定していた。しかし、合衆国最高裁は、*Martinez v. Ryan*, 566 U.S. 1 (2012)<sup>9)</sup>及び *Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013)<sup>10)</sup>において、*Coleman* に限定的な修正・例外が加えられ、「州人身保護手続の弁護人の効果のない弁護」が「正当な理由」に当たる場合があることが認められた。法廷意見が言及するように、この「法の変更」により、「公判弁護人の効果のない弁護」に関する主張をするための手続上の障害が解消されたことになる。

なお、*Teague v. Lane*, 489 U.S. 288 (1989) によれば、連邦裁判所は、州手続が終了した後に宣言された憲法上の新たな法準則に基づいて有罪判断を無効にしてはならないとされているため、刑事手続に関する新たな法準則を認める合衆国最高裁の判例は、原則として遡及適用されない。

もっとも、本件では、法廷意見が判示するように、テキサス州が

8) 本事件について、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究（第一巻）』（成文堂、1982年）282頁〔中空壽雅〕、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅱ』（中央大学出版部、1989年）147頁〔中野目善則〕。

9) 本事件について、アメリカ刑事法の調査研究（158）田中優企「*Martinez v. Ryan*, 566 U.S. 1 (2012)」比較法雑誌52巻4号（2019年）189頁。

10) 本事件について、アメリカ刑事法の調査研究（158）田中優企「*Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013)」比較法雑誌52巻4号（2019年）206頁。なお、この2つの判例以外に *Coleman* に限定的な修正を加えたものとして、*Maples v. Thomas*, 565 U.S. 266 (2012) がある（本事件について、田中優企「国選弁護人の弁護活動の放棄と手続懈怠法理—*Maples v. Thomas*, 565 U.S. 266 (2012) —」駒澤法学18巻4号（2019年）81頁）。

*Teague* に基づく主張を放棄したことを理由にこの点は争点にならず、問いとして残された。

(2) 「特段の事情」

連邦民事訴訟規則60条(b)(6)は、「判断又は命令に関する救済」について、次の通り規定する。

(b) 「裁判所は、申立てに基づき、又、適正な条件を付して、以下に掲げる事由がある場合に、当事者又はその訴訟代理人に終局判断、命令又は調書に対する救済を与えることができる。」

(6) 「判決の羁束力からの解放を正当とするその他の事由」<sup>11)</sup>

同条項に基づく審理のやり直しの申立ての要件として、従来、「特段の事情」が求められている。

本件のように、「法の変更」が「特段の事情」に当たるか否かに関する先例として、*Gonzalez v. Crosby*, 545 U.S. 524 (2005) がある。事案の概要は次の通りである。

非死刑事件(懲役99年)において、連邦人身保護令状の発付請求の出訴期限は、適法でない州人身保護令状の発付請求が州裁判所に継続中であっても停止しないので、出訴期限の徒過を理由に、連邦人身保護令状の発付請求が棄却された。その後、合衆国最高裁の新判例である *Artuz v. Bennett*, 531 U.S. 4 (2000) によって、州人身保護令状の発付請求は、最終的には手続上禁止されるものであっても、請求自体は適法となるので、これにより連邦人身保護令状の発付請求の出訴期限が停止するものとされた。*Gonzalez* は、この「法の変更」について「特段の事情」に当たらないと判示した。その理由として、

- ・合衆国最高裁による連邦法の解釈は、慣例上、上訴係属中の全ての事件に適用されるが、連邦人身保護令状の発付請求に関する連邦法の解釈は、終局してから長期間経過した事案の再審理のための正当理由を

---

11) (6)は、同条項(b)(1)ないし(5)に定める事由以外に救済を認めるべき事由がある場合に、終局判断、命令又は手続からの救済を認めるものである。

提供しない。

- ・本件の場合、新判例が出た時点で、出訴期限に関する争点について争うことを自ら自由かつ任意に放棄した。

などが挙げられた。

本件において、法廷意見は、「人は自己が行ったことを理由に処罰される」という指導・基本原理及び人種差別を指摘して、当事者に不正義をもたらす危険性及び司法に対する市民の信頼を損なう危険性を理由に「特別の事情」の充足を肯定した。これに対し、反対意見は、人種差別の禁止は第14修正（平等保障条項）の問題であること、連邦民事訴訟規則60条(b)(6)に係る先例がないこと、Quijanoの証言・鑑定報告書を持ち出したのは弁護人であること及び判断の終局性を理由に「特別の事情」の充足を否定した。

前述のStrickland基準の侵害要件の充足と同様、「人種差別」と「特段の事情」の有無の判断との関係性が問われる。

前出・Gonzalezは、非死刑事件で、その理論構成は、判断が終局してから長期間が経過していた事実に加え、特に重視された事実は「争うことを自ら自由かつ任意に放棄した」ということであった。これに対し、本件は、死刑事件である上、人種差別という極めてセンシティブな事情が絡んでいるため、「人種差別は特別」ということになるのであろうか。

もっとも、「特段の事情」は判断の終局性から求められている要件であり、厳格な解釈がこれまで一貫して求められてきたものであり<sup>12)</sup>、いかなる場合に「特段の事情」が認められることになるのかについて、Strickland基準の適用と同様、今後も注視する必要がある。

##### 5. 合衆国最高裁の「人種差別」へのアプローチ

本件については、合衆国最高裁の「人種差別」へのアプローチという観

---

12) See, *Ackermann v. United States*, 340 U.S. 193, 199 (1950); *Liljeberg v. Health Svcs. Acq. Corp.*, 486 U.S. 847, 864 (1988), at 873 (レーンキスト裁判官の反対意見「判断の終局性の確保に鑑みれば、同条を非常に厳格に解釈することが肝要となる」).

点からも注目されている<sup>13)</sup>。

従来、2つのアプローチがあり、一つは、the antisubordination principleと呼ばれるもので、「合衆国最高裁は、人種的マイノリティに負担をもたらす法については慎重に審査しなければならない」として、司法手続で人種を利用することはいかなるものも許さず、徹底的に攻撃するというアプローチである<sup>14)</sup>。もう一つは、the colorblind, anticlassification approachと呼ばれるもので、「有害か正当な目的かにかかわらず、人種を理由に区別することは全て悪である」として、「人種を目に見える形で（overt）考慮した場合は何であれ『差別』である」とするアプローチである<sup>15)</sup>。そして、本件においては、法廷意見の基礎にある理論構成は後者のアプローチであるとの評価がなされている<sup>16)</sup>。

後者のアプローチは本件において法廷意見を執筆したロバーツ首席裁判官の近時の投票行動に現れており、このアプローチでは「司法に対する市民の信頼」が最も重視される。例えば、Pena-Rodriguez v. Colorado, 580 U.S. \_\_\_ (2017)<sup>17)</sup>は、人種に関わる偏見の場合には、「弾劾禁止ルール」（いったん陪審が評決を下した場合には、評議において不適切な言動があったとしても、陪審員が評決の有効性の審査手続でこれを証言することは禁止される）の例外として、証言することが許されると判示した事案であるが、アリトー裁判官の反対意見（ロバーツ首席裁判官とトマス裁判官が参加）では、人種差別に当たる発言がなされたのは陪審の評議室で公開の法廷ではなかったこと、及び、評議の内容が公衆に晒されると市民の信頼を損なうことになることが理由に挙げられていた。これに対し、本件では、公開の法廷における量刑手続で人種に関する証言・鑑定報告書が持ち出された事案であるため、法廷意見は、公開の法廷では人種偏見がないこ

---

13) The Supreme Court - Leading Case, 131 Harv. L. R. 263 (2017).

14) Id., 268.

15) Id., 269.

16) Id., 268.

17) 本事件について、勝田卓也「判批」アメリカ法（2017年）333頁。

と、及び、司法に対する市民の信頼の確保ということに関心を寄せたものと捉えられている<sup>18)</sup>。

## 6. 本件の意義

本件では、COAの発付、効果のない弁護、連邦民事訴訟規則60条(b)(6)「特段の事情」のいずれについても、先例で確立していた審査基準が踏襲されており、これらに変更はない。

本来、人種差別の禁止は、直接的には第14修正の平等保障条項の範疇である。トマス裁判官の反対意見も、平等保障条項であれば人種差別は絶対禁止であるとする（もっとも、本件でBuckは平等保障条項違反を主張していなかった）。前出・Pena-Rodriguez（公平な陪審裁判を受ける権利）も本件（弁護権）も、第6修正上の主張に関するケースであり、いずれも第14修正上の主張はなされていないところ、「人種に関わる偏見」や「人種差別」という問題の性質に鑑み、平等保障の観点を第6修正に融合させたという評価もあり得よう<sup>19)</sup>。

また、本件は死刑事件であり、問題となった人種に関わる偏見は心理学者によってもたらされたものである。本件と同じ開廷期に下されたMoore v. Texas, 581 U.S. \_\_\_ (2017)<sup>20)</sup> 及び McWilliams v. Dunn, 582 U.S. \_\_\_ (2017)<sup>21)</sup> と同様、専門家の判断や専門的な知見が死刑の是非の判断に

18) The Supreme Court - Leading Case, *supra* note 13, 270-272.

19) これらの判例が出された頃は、警察官による不必要な暴力などによって黒人の被疑者が死に至った事件について大陪審が起訴しない事例がいくつか発生しており、刑事司法制度における平等性について問われていた時期であったとされる（勝田・前掲注17・341頁）。また、2013年に発生した事件（民間自警団員が黒人少年を射殺したが正当防衛が認められて無罪となった事件）に端を発したとされているBLM（Black Lives Matter）も、当時の社会情勢として、これらの判例の背景にあらう。

20) 本事件について、「アメリカ刑事法の調査研究（154）」比較法雑誌51巻4号（2018年）123頁〔川澄真樹〕。

21) 本事件について、「アメリカ刑事法の調査研究（166）」比較法雑誌54巻4号（2021年）234頁〔山田峻悠〕。

いかなる形で関わるべきかということについても今後検討されるべきであろう。

本件が発生したテキサス州など死刑制度を存置している州においては、これをいかに安定的に運用していくかが問われることになる。そのような中であって、本件では、極めてセンシティブな、そして近時は世界規模で注目されている問題でもある「人種」が関わる事案である。先の検討によれば、本件の場合、人種差別・人種に関わる偏見が目に見える形で現れたことから、法廷意見はその結論に至ったと思われる。人種という問題であることや、トマス裁判官の反対意見が指摘するように本件が特異な事案であることから、本件の射程がどこまで及ぶのかは、今後の社会情勢の動向も踏まえながら、慎重な評価が必要になろう<sup>22)</sup>。

---

22) なお、本件の審理のやり直しの結果、Buckには、終身刑及び60年の自由刑（2回を同時執行）が科されたとのことである。See, <https://cw39.com/news/nationworld/duane-buck-removed-from-death-row-and-sentenced-to-two-60-year-terms/>（最終確認：2021年11月6日）